

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和4年8月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2200017号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2200012号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年7月18日は35万3,000円、同年12月5日は36万3,000円、平成16年7月16日は33万7,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日及び平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日及び平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①、②及び③に支給された賞与の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

関東信越厚生局長は、令和3年9月7日に請求者が行った年金記録の訂正請求に対し、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできないとして、令和4年2月17日付けで不訂正決定(以下「当初の決定」という。)を行った。

しかしながら、当初の決定が行われた後にB銀行C支店から請求者に係る預金取引明細表が提出され、当該明細表及び複数の同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は当該期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記の請求者に係る預金取引明細表により確認できる振込額及び同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は35万3,000円、請求期間②は36万3,000円、請求期間③は33万7,000円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、上記の請求者に係る預金取引明細表及び同僚のオンライン記録から、請求期間①は平成15年7月18日、請求期間②は同年12月5日、請求期間③は平成16年7月16日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成18年7月13日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主からは、平成15年7月18日、同年12月5日及び平成16年7月16日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2200003号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2200011号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年8月31日から同年9月1日まで

私は、請求期間について、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録がない。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の後継事業所であるB社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している上、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社において平成4年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる11名の同僚のうち、所在が判明した10名に照会を行い、5名から回答を得られたが、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な回答を得ることはできなかった。

さらに、A社の請求期間当時の社会保険事務担当者は、請求者及び社会保険料控除の取扱いについて覚えていないと回答又は陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。